

終生飼養を目的とする者の基準

- 1 個人の場合は、原則として県内に居住する成人であること。
- 2 法人又は任意団体（以下「団体」という。）の場合は、団体の所在地及び譲り受けた犬又は猫の飼養施設は県内にあり、その代表者は県内に在住する成人であること。所在地が県外にある場合は県内在住の団体の会員の中から責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点をもつこと。
- 3 譲り受けた動物を適正に終生飼養できること。
- 4 動物を譲り受けることに、家族全員（法人又は任意団体の場合は役員）の同意が得られていること。
- 5 飼養場所が集合住宅若しくは借家等の場合、規約等により動物の飼養が承認されていること。
- 6 山形県又は山形市が開催する譲渡前講習会を受講していること。
- 7 譲り受けた動物を販売等営利目的に利用しないこと。
- 8 原則として大型犬の飼養経験があること（大型犬の譲受けを希望する場合に限る。）。
- 9 原則として譲受けを希望する動物種の飼養経験があること（県外に居住する個人に限る。）。
- 10 誓約書（別記様式7-1）の内容を理解し遵守できること。
- 11 譲り受けた動物に速やかに不妊去勢手術を受けさせる意思があること（猫の譲受けを希望する場合に限る。）。
- 12 保健所長が行う調査等に協力できること。
- 13 動物を所有しようとする本人であることの確認ができる公の証明書を掲示できること（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）。
- 14 上記のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。